



宮 崎 県 公 報

平成20年6月23日(月曜日) 第 1992 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(5件).....(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(5件).....(") 2	
公 告	

○鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針案の縦覧.....(自然環境課) 3	
○鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する公聴会の開催.....(") 3	
○地図及び簿冊の認証(4件).....(農村計画課) 3	
○都市計画の変更の案の縦覧.....(都市計画課) 4	

告 示

宮崎県告示第 487号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月23日から平成20年7月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字山口2404番6地先から同郡同町西郷区田代字舟川9190番3地先まで	旧	4.4 ~ 26.6	1654.5
				旧	9.6 ~ 113.2	1382.0
				新	9.6 ~ 113.2	1382.0

宮崎県告示第 488号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月23日から平成20年7月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不	旧	6.1 ~ 8.9	25.0

土野字長尾谷1618番18地先から同郡同村同大字同字1618番18地先まで	新	6.6 ~ 69.7	25.0
---------------------------------------	---	------------	------

宮崎県告示第 489号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月23日から平成20年7月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字下福良字持田1828番114地先から同郡同村同大字同字1828番 114地先まで	旧	7.0 ~ 19.0	201.2
				新	8.6 ~ 29.2	213.8

宮崎県告示第 490号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年6月23日から平成20年7月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字田 ノ上8506番 1地先から 同郡同町同 区宇納間同 字8506番1 地先まで	旧	18.2 ～ 20.6	23.2
				新	18.2 ～ 21.0	

宮崎県告示第 491号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月23日から平成20年 7 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
231	県道	美々津 停車場 線	日向市美々 津町字清水 ヶ谷2323番 9地先から 同市同町字 浜山2736番 12地先まで	旧	6.7 ～ 13.3	177.3
				新	7.4 ～ 20.6	

宮崎県告示第 492号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月23日から平成20年 7 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町北郷区 宇納間字山 口2404番 6 地先から同 郡同町西郷 区田代字舟 川9190番 3	平成20年 6 月23日

			地先まで
--	--	--	------

宮崎県告示第 493号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月23日から平成20年 7 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字長尾 谷1618番18 地先から同 郡同村同大 字同字1618 番18地先ま で	平成20年 6 月23日

宮崎県告示第 494号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月23日から平成20年 7 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字持田 1828番114 地先から同 郡同村同大 字同字1828 番 114地先 まで	平成20年 6 月23日

宮崎県告示第 495号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 6 月23日から平成20年 7 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 6 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷区宇納間字田ノ上8506番1地先から同郡同町同区宇納間同字8506番1地先まで	平成20年6月23日

宮崎県告示第496号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年6月23日から平成20年7月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
231	県道	美々津停車場線	日向市美々津町字清水ケ谷2323番9地先から同市同町字浜山2736番12地先まで	平成20年6月23日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により、次のとおり檜葉鳥獣保護区内の区域を特別保護地区として指定を行うこととしたので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により当該特別保護地区の保護に関する指針案を縦覧に供する。

なお、指針案の区域の住民及び利害関係人は、公告の日から起算して14日を経過する日までの間に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 特別保護地区の名称
檜葉鳥獣保護区特別保護地区
- 2 特別保護地区の区域

美郷町南郷区大字上渡川字檜葉に所在する林道渡川大藪線植鼻峠を起点とし、同所から椎葉村境の尾根を北の三方岳に向かって1,900メートル進み、同所から東に原生林の林縁に沿って1,200メートル進み、同所から南に進み檜葉谷支流の水源地に至り、同

所から南西に進み起点に至る線で囲まれた区域

- 3 特別保護地区の存続期間
平成20年11月1日から平成30年10月31日まで
- 4 特別保護地区の保護に関する指針案
定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 5 1から4までに掲げる事項の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所
宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局
(2) 期間
平成20年6月23日から平成20年7月8日まで
- 6 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県環境森林部自然環境課
(2) 期間
平成20年6月23日から平成20年7月8日まで
- 7 意見書の記載事項
意見書には、当該特別保護地区における指定についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所を日本語により記載すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定により、檜葉鳥獣保護区特別保護地区の指定について公聴会を次のとおり開催する。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成20年7月15日(火)午後1時30分から	美郷町役場南郷支所ギャラリー会議室 東臼杵郡美郷町南郷区神門 287	檜葉鳥獣保護区特別保護地区の指定について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成20年3月14日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市山下町の全域・中川原町の一部
- 4 認証年月日
平成20年6月11日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市都市整備部都市計画課

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成17年4月1日から平成20年3月10日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市須美江町の一部
- 4 認証年月日
平成20年6月11日

- (2) 期間
平成20年6月23日から平成20年7月7日まで

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
延岡市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年2月6日
- 3 地籍調査を行った地域
延岡市北方町地番区域已の一部
- 4 認証年月日
平成20年6月11日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、
次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。
平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日向市
- 2 地籍調査を行った期間
平成18年4月1日から平成20年3月14日
- 3 地籍調査を行った地域
日向市東郷町山陰乙の一部
- 4 認証年月日
平成20年6月11日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用
する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更し
たいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案に
ついて、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することが
できる。

平成20年6月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・3・7号 旭通線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 追加する部分
宮崎市一の宮町、大王町及び吉村町字堂ノ後の各一部
 - (2) 削除する部分
無し
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎